五、鳥屋場の争奪

海岸の漁場、川の梁（やな）場と同じように鳥屋場[註6]は昔から持場がきまっていた。たまたま他人の権益を犯すと問題になる。この場の所有権を廻って添田清右衛門と白石忠太が争った古文書が数通ある。その一つに

湯沢市金池早川勲氏蔵　口上書

私場場当処大松沢之内撰平鍛冶場（ばら）等申字所に御座候。右次第者於先祖鍛冶致候清水山神有之場所に御座候。先年星軍八親吉右衛門江伝置候処、其後石井喜門祖父兵兵衛に伝、御鷹宿待指置候処、先年場場御調之節、双方間違在之書上不申候得共、先祖より之場場に紛無（まぎれ）御座候。軍八、喜門へ承候処無紛場場に有之候故、私共証人等申事に御座候段申聞に有之候。且去年中白石忠太所より茂、右場所場場願之趣申上候に付、其節指出候口上書被返付、品々組頭御取扱に相成候処、先頃再応相対に改、年替に御替に御鷹相待候様に被仰諭候得共、右証人茂有之候得者、相場に仕候茂甚以気之毒、乍併私場場に被仰付候而御鷹待致候儀、年替に仕候事御座候得者不苦候。左様難被仰付候はば、右場処御吟味之上何分被仰付被下度奉存候。以上、

右之趣御諭以宣様被仰上被下度奉存候。以上、

卯十月八日

添田清右衛門（花押）